

**二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)**

**再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業のうち  
離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業**

**公募要領**

令和5年4月20日

一般社団法人 環境技術普及促進協会

一般社団法人環境技術普及促進協会（以下「協会」という。）では、環境省から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付決定を受け、「離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業」※<sup>1</sup>、※<sup>2</sup>に対する補助金を交付する事業（以下「本事業」という。）を実施しています。

今般、令和4年度補正予算及び令和5年度予算による「離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業」を募集いたします。

どちらの年度の予算が適用されるかは、応募申請事業が採択される際に、事業者へ通知することとします。

本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は、この公募要領に記載しておりますので、応募される方は熟読願います。

補助事業者として採択された場合には、本事業の交付規程※<sup>3</sup>、※<sup>4</sup>及び実施要領※<sup>5</sup>に従って手続等を行っていただくことになります。

- ※ 1 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業のうち離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
- ※ 2 令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業のうち離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
- ※ 3 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業のうち離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業交付規程（令和5年4月19日付け環技業（4h制）第23041901号、4月19日付けEIC第50419001号）
- ※ 4 令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業のうち離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業交付規程（令和5年4月19日付け環技業（5t制）第23041901号）
- ※ 5 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業実施要領（令和5年2月8日付け環地温発第2302083号）

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、協会としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いします。

- 1 応募の申請者が協会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 協会から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

## 公募要領目次

1. 事業の目的と性格 .....	1
2. 公募する事業の対象等 .....	2
3. 補助対象事業の選定 .....	8
4. 補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項 .....	10
5. 応募方法について .....	18
6. お問い合わせ先 .....	23

## 1. 事業の目的と性格

○離島は地理的条件、需要規模等の各種要因により電力供給量に占める再生可能エネルギーの割合が低く、本土と比較して実質的な二酸化炭素排出係数が高い状況にあります。

本事業は、離島における再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ発電設備」という。）や需要側設備を群単位で管理・制御することで電力の需給調整力を強化し、離島全体での電力供給量に占める再生可能エネルギーの割合を高めるため、それらの設備・システムを導入する事業者に対し必要な経費の一部を補助することにより、地域の再エネ主力化・レジリエンス強化の促進を図り、2050年カーボンニュートラルの実現に資することを目的としています。

○本補助金の執行は、法律及び交付規程等の規定により適正に行っていただく必要があります。

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によるほか、この補助金の交付規程に定めるところに従い実施していただきます。万が一、これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の解除の措置をとることもあります。また、事業終了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。

- ・補助事業開始は、交付決定日以降となります。
- ・事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素削減量効果等）の提出や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。
- ・補助事業で整備した財産を処分（補助目的に反し使用、譲渡、廃棄等を行うこと。）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・これらの義務が十分果たされないときは、当協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を解除することもあります。

## 2. 公募する事業の対象等

(1) 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備の導入に向けた計画策定を行う事業（以下「離島再エネ主力化計画策定事業」という。）

### <事業の対象>

○離島において、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高めるための設備を導入する事業の計画（以下「離島再エネ主力化計画」という。）を策定する事業であって、計画内容は以下に示す要件を全て満たすものとします。

本計画の策定後2年以内に設備導入を完了すること。導入が完了できない場合は、交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付していただく場合があります。

- ア 導入する再生可能エネルギー設備、需要側設備はそれぞれ1つ以上あり、群として管理・制御する計画であること。
- イ 系統に接続する太陽光発電設備（10kW以上）又は風力発電設備を対象とする場合は、オフサイト（指令を受け取る建物又は施設と異なる建物）から出力抑制の運転制御が可能なシステムであること。
- ウ 需要側の調整力強化に資する設備は、オフサイト（指令を受け取る建物と異なる建物）から運転制御可能なシステムであること。
- エ 設備導入事業の実施体制（事業の実施者又は共同事業者）にESCO事業者やエネルギーサービス事業者等のいわゆる「運転制御を行う者」を組み込む計画であること。
- オ 再エネ発電量及びエネルギー・マネジメントによる制御実績を記録・集計の上、報告できる計画であること。
- カ 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- キ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
- ク 電気事業法第2条第1項第5号口に定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- ケ 二酸化炭素排出抑制に効果があること。
- コ 本事業で策定する計画に基づく設備導入を確実に実行するための資金的根拠等を有すること。

本事業は離島における電力需給調整力の強化、再エネ比率の向上を目的としているため、オフサイト制御による群単位の管理・制御がある場合とない場合のシステムの違いを明確にし、需給調整力の強化、再エネ比率の向上を実現できる設備導入計画であることが必要です。

○計画策定の対象となる事業の実施区域については、（2）離島再エネ主力化設備導入事業の、＜事業の対象＞（p5）をご覧ください。

○補助対象経費は以下のとおりとします。

- a 人件費 ※1
- b 業務費 ※2

- ※1 人件費は人件費＝時間単価×（作業）時間数で、原則として「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引」を準用すること。なお、その他の算出基準を採用する場合は、その根拠を明確にすること。
- ※2 委託料については、原則として国土交通省の「設計業務委託等技術者単価」、「設計業務等標準積算基準」を準用し、その他の算出基準を採用する場合は、その根拠を明確にすること。

その他、詳細は「別表第1」参照のこと。

○主な補助対象外となる経費

- a P C、ワークステーション、その他の備品類の購入費用
- b ソフトウェア購入費用及び保守・ライセンス費用等

#### <補助金の交付額>

○補助対象経費の4分の3（上限は1,000万円）

※ 詳細は「別表第1」を参照のこと。

#### <補助事業期間>

○補助事業期間は、単年度とします。

○事業実施期間は、原則として、交付決定を受けた日から当該年度の1月末日までとします。

#### <補助金の交付を申請できる者>

○補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とします。

（2）離島再エネ主力化設備導入事業の、＜補助金の交付を申請できる者＞（p7）をご覧ください。

(2) 離島において、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御する（再エネ設備、需要側設備をそれぞれ1つ以上管理・制御すること）ためのオフサイトから運転制御可能な需要側設備・システム等の導入を行う事業（以下「離島再エネ主力化設備導入事業」という。）

<事業の対象>

○離島において、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島での電力供給量に占める再生可能エネルギーの割合を高める取組みを支援する事業であって、当該事業の実施計画が「離島再エネ主力化計画策定事業」で策定する計画と同等の内容であると協会が認めるとともに、以下に示す要件を全て満たすものとします。

- ア 導入する再生可能エネルギー設備、需要側設備はそれぞれ1つ以上あり、群として管理・制御すること。
- イ 系統に接続する太陽光発電設備（10 kW以上）又は風力発電設備を対象とする場合は、オフサイト（指令を受け取る建物又は施設と異なる建物）から出力抑制の運転制御が可能なシステムであること。
- ウ 需要側の調整力強化に資する設備は、オフサイト（指令を受け取る建物と異なる建物）から運転制御可能なシステムであること。
- エ 事業の実施体制（事業の実施者又は共同事業者）にESCO事業者やエネルギーサービス事業者等のいわゆる「運転制御を行う者」を組み込むこと。
- オ 再エネ発電量及びエネルギー・マネジメントによる制御実績を記録・集計の上、報告できること。
- カ 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- キ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
- ク 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- ケ 二酸化炭素排出抑制に効果があること。
- コ 設備導入事業を確実に実行するための資金的根拠等を有すること。

本事業は離島における電力需給調整力の強化、再エネ比率の向上を目的としているため、オフサイト制御による群単位の管理・制御がある場合とない場合のシステムの違いを明確にし、需要調整力の強化、再エネ比率の向上を実現できることが必要です。

○以下に該当する区域で実施される事業は補助対象外とします。

- ①原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- ②国立公園・国定公園の特別保護地区、海域公園地区
- ③国立公園・国定公園の第1種特別地域（地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く。）
- ④国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区
- ⑤種の保存法に基づく生息地等保護区のうち管理地区

○以下に該当する区域で実施される事業は、市町村の同意書（様式自由）を提出してください。

- ①国立公園・国定公園の地域であって、上記の②・③以外のもの
- ②種の保存法に基づく生息地等保護区のうち監視地区
- ③砂防法に基づく砂防指定地
- ④地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域
- ⑤急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域
- ⑥森林法により指定された保安林（同法第25条第1項第7号及び第9号に掲げる目的を達成するために指定されたものを除く。）であって、環境の保全に関するもの

○補助対象設備は離島<sup>※1</sup>に設置するもので、以下のとおりとします。

- a 再生可能エネルギー発電設備<sup>※2</sup>
- b 蓄電池
- c 充放電設備<sup>※3</sup>
- d 充電設備<sup>※3</sup>
- e 車載型蓄電池（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）<sup>※4</sup>
- f 蓄熱槽
- g EMS（エネルギー・マネジメントシステム）
- h 通信・制御機器

- i 同期発電設備
- j オフサイトから運転制御可能な需要側設備（発動機、給湯器等調整力強化に資する需要側の設備）
- k エネルギーマネジメントに資する設備及び設備同士を結ぶ自営線・熱導管等

※1 離島とは電気事業法において離島となる区域のことです。

（電気事業法施行規則別表第1 参照）

※2 a の再生可能エネルギー発電設備の対象とする再生可能エネルギーは、以下のものとします。

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他自然界に存する熱、バイオマス(依存率が発電量ベースで60%以上)、その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用できるもの。

※3 c、d の電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充放電設備については、最新の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金補助金」（以下「C E V普及インフラ補助金」という。）の「銘柄ごとの補助金交付額」の銘柄に限ります。

なお、当該設備については、C E Vインフラ補助金との併用はできません。

※4 e の車載型蓄電池は、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（経済産業省の最新の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「C E V補助金」という。）の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）に搭載されている蓄電池で、通信・制御機器、充放電設備と併せて導入する場合に限ります。

なお、当該車両については、C E V補助金との併用はできません。

### ○主な補助対象外設備

- a 省エネ設備（LED照明、ヒートポンプ技術を活用しない空調機等）
- b 非常時のみ稼働する設備機器（同期発電機等）
- c オンサイト（需要側）の設備を運転制御するためのオフサイト側の設備（EMS、システム等の通信・制御機器）

### <補助金の交付額>

#### ○補助対象経費の3分の2（上限は3億円/年<sup>※</sup>）

なお、車載型蓄電池については、蓄電容量（kWh）の3分の2に4万円を乗じて得た額（ただし、上限額100万円）とします。

※詳細は「別表第1」参照のこと。

<補助事業期間>

- 補助事業期間は、原則として、単年度とします。  
ただし、単年度での実施が困難な事業については、補助事業の期間を複数年  
度（最大3カ年）とすることができます。
- 年度毎の事業実施期間は、原則として、交付決定を受けた日から当該年度の  
1月末日までとします。

※複数年度計画で応募する場合は、「4.1 補助事業の応募申請に当たって  
の留意事項」の「(3) 複数年度計画事業について」を必ず確認ください。

<補助金の交付を申請できる者>

- 補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とします。
  - ア 民間企業
  - イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する  
独立行政法人
  - ウ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第3号チに規定  
される業務を行う地方独立行政法人
  - エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
  - オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
  - カ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
  - キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
  - ク 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
  - ケ その他大臣の承認を得て協会が適当と認める者

- ※ 複数の団体による共同事業での応募の場合は、「4.1 補助事業の応募申  
請に当たっての留意事項」の「(2) 複数の団体による共同事業について」  
を必ずご確認ください。
- ※ 別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できること。（複数の団体  
による共同事業の場合は、共同事業者も同様です。）

### **3．補助対象事業の選定**

○一般公募を行い、応募者より提出された実施計画書等をもとに厳正に審査（書面審査や対面又は、web会議等によるヒヤリング）を行い、以下の項目を総合的に評価し、優れた提案について予算の範囲内で選定します。

○なお、応募申請書の審査において不明点等がある場合は、協会から代表事業者の担当者にメール等で連絡しますので、迅速な対応をお願いします。

#### **(1) 離島再エネ主力化計画策定事業**

- ア 事業に必要な能力や実施体制、経理的基礎又は資金調達に係る計画を有すること。併せて、本事業で策定した計画に基づく設備導入を確実に実行するための同要件を備えていること。
- イ 本事業及び本事業で策定した計画に基づく設備導入の実施内容や工程等実施計画が実現可能なものであること。
- ウ 離島における再エネ比率の向上や電力供給の安定化に効果がある計画策定であること。
- エ 離島内で発生した再エネを有効活用し、再エネ比率を高めることができるように需要側設備の制御を行う計画策定であること。
- オ オフサイトからの運転制御・通信手段に確実性があると共に、オフサイト制御による群単位の管理・制御がある場合とない場合のシステムの違いが明確であること。
- カ 群単位の管理・制御により、高度なエネルギー・マネジメントが図れ、迅速で効果的な需給調整が行える計画策定であること。
- キ CO<sub>2</sub>削減効果とその費用対効果等が高く見込まれること。
- ク 他地域への波及効果が高く、離島の再エネ比率向上が期待できるモデル性が高いものと認められること。
- ケ 地球温暖化対策推進法に基づき市町村が定める促進区域で実施する事業を加点する。

#### **(2) 離島再エネ主力化設備導入事業**

- ア 事業に必要な能力及び実施体制を有していること。また、事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。
- イ 事業の実施内容や工程等実施計画が実現可能なものであること。
- ウ 離島における再エネ比率の向上や電力供給の安定化に効果があること。
- エ 離島内で発生した再エネを有効活用し、再エネ比率を高めることができるように需要側設備の制御を行うこと。

- オ オフサイトからの運転制御・通信手段に確実性があると共に、オフサイト制御による群単位の管理・制御がある場合とない場合のシステムの違いが明確であること。
- カ 群単位の管理・制御により、高度なエネルギー・マネジメントが図れ、迅速で効果的な需給調整が行えること。
- キ 補助事業完了後においても「運転制御を行う者（E S C O事業者やエネルギー・サービス事業者等）」の運営体制や「需要家」との協力体制が適切で、オフサイトからの運転制御システムが良好に維持できる仕組みになっていること。
- ク CO<sub>2</sub>削減効果とその費用対効果等が高く見込まれること。
- ケ 他地域への波及効果が高く、離島の再エネ比率向上が期待できるモデル性が高いものと認められること。
- コ 地球温暖化対策推進法に基づき市町村が定める促進区域で実施する事業を加点する。

○応募要件を満たす提案であっても、提案内容によっては、付帯条件を設定、補助額を減額又は不採択とする場合もありますのでご了承ください。

○審査完了次第、結果は通知しますが、審査結果に対するご意見は対応いたしかねます。

○選定した事業については、事業者名、事業実施場所を協会ホームページ等で公表します。

## **4. 補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項**

本事業の補助金の交付は適正化法及びその他の関係法令の規定によるほか、本補助金の交付規程に定めるところによることとし、万が一、これらの規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがあります。

また、補助事業が完了した後も、補助事業で取得した設備等の適切な維持管理や効率的運用を図るなど、補助事業者が順守すべき事項がありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

### **4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項**

#### **(1) 補助対象経費について**

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

各事業の補助対象経費については、別表第1の第3欄を参照してください。

なお、離島再エネ主力化設備導入事業の補助対象経費の範囲等は以下のとおりです。

#### **<補助対象経費の範囲>**

補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費

#### **<補助対象外経費の代表例>**

- ・ 事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・ 建屋の建設にかかる経費
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・ 既存施設・設備等の撤去費 及び処分費、残土処分費
- ・ 補助対象設備以外のオプション品の工事費・購入費等
- ・ 気象系（日射量計、温度計など）とその設置費用
- ・ 消耗品
- ・ 官公庁等への申請・届出等に係る経費
- ・ 本補助金への応募・申請手続きに係る経費
- ・ その他事業の実施に直接関連のない経費

#### **<補助事業における利益等排除>**

○補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

○このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上してください。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がありますので、その根拠となる資料を提出してください。

## (2) 複数の団体による共同事業について

○補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合は共同で申請するものとし、その代表者（以下「代表事業者」という。）を補助金の交付の対象者とし、他の事業者を「共同事業者」とします。

○この場合、代表事業者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合は、その全財産を取得する者もしくは主要財産（補助対象経費の50%を超える）を取得する者に限ります。

○また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり、協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することはできません。

○代表事業者及び共同事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

ア 共同で補助事業を実施するすべての者が、各事業の<補助金の応募を申請できる者>に該当すること。

イ 代表事業者及び共同事業者は、補助事業の共同実施及び債務の負担等に関する協定、覚書又は契約等を締結すること。

○なお、ファイナンスリース契約又はシェアードセイビング方式のESCO契約などにより設備導入を行う場合は、リース事業者あるいはESCO事業者を代表事業者とし、リースやESCOのサービスを受ける事業者を共同事業者とします。

○この場合、交付の条件として、次に示す書類の提出を条件とします。

ア リース料あるいはサービス料から補助金相当分が減額されていること。

イ 補助事業により導入した設備等について、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を行うこと。

## (3) 複数年度計画事業について

### ①複数年度計画事業の留意事項

○補助事業期間は、原則として単年度としますが、単年度での実施が困難な離島再エネ主力化設備導入事業については、補助事業の期間を複数年度（最大3カ年）とすることができます。

○この場合、応募時に年度毎の事業の内容及び経費を明確に区分した実施計画書及び経費内訳書が提出されることを前提とします。

○なお、次年度以降の補助事業は、国において次年度以降に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度以降の見込み額に比較し

て大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合があります。

○また、複数年事業の場合、補助金の交付申請等は年度毎に行っていただく必要があるとともに、各年度の事業実施期間は、原則として、各年度の交付決定を受けた日から当該年度の1月末日までとします。

②翌年度における補助事業の開始

○複数年度計画の補助事業の実施者は、翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、交付規程で定める様式の申請書を協会に提出して承認を受けてください。

○なお、申請をいただいたからといって必ずしも承認を確約するものではなく、また予算の範囲内での交付となるため、翌年度以降の補助金の交付額に変更もあり得ますので、予めご了承ください。

③複数年度事業の廃止等に対する措置

○複数年度で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降の事業を継続しない場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額の納付を命ずる場合があります。

(4) 事業の公表について

○応募にあたって、補助事業者以外の者が実施する際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、下表＜公表を予定している情報＞に定める情報について、公表することに同意していることが必要です。

※環境省又は協会の求めに応じて公表に必要な情報及び根拠資料を提出すること。

※情報の公表に際しては、個社間の契約内容が特定されないよう、平均値や中央値といった統計処理や、個社名等の詳細情報の削除等を行う。また、企業の競争戦略上、重要と考えられる情報についても原則として公表の対象とはせず、環境省（環境省が別に委託する機関を含む）及び当該企業間での協議を踏まえ、可能な範囲での情報公表にとどめることとする。

但し、補助事業の採択を受けた事業者（発電事業者及び需要家）の名称については、他の情報と紐付かない形での公表を行う予定である。

<公表を予定している情報>

情報の属性	公表を予定している情報
定量情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売電価格の平均値及び中央値</li> <li>・契約期間（年数）</li> <li>・発電設備の定格出力及びPCS出力</li> <li>・供給先の電力需要施設の年間電力消費量に占める供給電力量の割合</li> </ul>
定性情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電事業者の企業名及び契約先需要家の企業名</li> <li>・発電設備の住所</li> <li>・電力需要施設が立地する一般送配電事業者の区域</li> <li>・電力供給に係るフロー・商流</li> </ul>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公表を予定する情報について、根拠となる資料（設備仕様書・電力需給契約書等）の提供を求めることがあります。</li> <li>・その他、事業概要がわかる情報を、環境省（環境省が別に委託する機関を含む）及び当該企業間での協議を踏まえ、公表することがあります。</li> </ul>

(5) 災害時の対応について

○地方公共団体が作成するハザードマップにおいて、設備を導入する敷地が土砂災害警戒区域あるいは洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じてください。

○太陽光パネルや蓄電池などの太陽光発電設備や充電、充放電設備等の補助対象設備は、暴風雨、積雪、地震等の自然災害に対処できるように「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」（監修：独立行政法人建築研究所）などに準拠して設置してください。

※土砂災害、浸水災害への対策費は補助対象外です。

## 4.2 補助事業の実施における留意事項

### (1) 交付申請及び交付決定

- 公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は別途定める交付規程に従います）。その際、補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。
- 協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。
  - ア 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
  - イ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

### (2) 補助事業の開始及び完了

- 補助事業者は協会からの交付決定を受けた後に、事業を開始してください。
- 事業の実施に当たっては、各種法令の許認可等が必要な場合は、所要の許認可等を得て適切に行ってください。
- 補助事業者が他の事業者等と委託・請負等の契約の締結や発注を行うに当たり、ご注意いただきたい点は主に以下のとおりです。
  - ア 契約・発注日は協会の交付決定日以降であること。  
※ 補助事業者は、協会から交付決定を受ける日までの間に、補助事業の実施に係る契約の締結に向けた準備行為（入札、見積合わせ、落札者決定等）を行うことは認めますが、その契約締結日又は発注日が交付決定日より前となる契約等の経費は、補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。
  - イ 補助事業の遂行上著しく困難又は不適当である場合を除き、競争原理が働く手続きによって相手先を決定すること。
  - ウ 当該年度に行われた委託・請負等に対して、当該年度の1月末日までに、検収並びに対価の支払い及び精算が行われ、補助事業が完了すること。
- また、補助事業の完了とは、補助事業者が、補助事業の実施に係る全ての委託・請負等が完了し、導入した設備等の成果品が契約先から補助事業者に納入されていることが必要です。
- 委託・請負等の完了については、補助事業者は、委託・請負等の相手先から完了届等を受領した上で、委託・請負等の仕様に適合することの確認検査（以下「検収」という。）を行い、検収に合格した委託・請負等の成果に対して、対価の支払い及び精算が行われることが必要です。

### (3) 補助事業の計画変更等

○補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、変更内容によっては、交付規程に基づく変更交付申請書又は計画変更承認申請書を協会に提出し、変更交付決定や承認を得る必要がありますので、協会に必ず事前にご相談ください。

### (4) 完了実績報告及び補助金額の確定

○補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、補助事業完了後30日以内又は当該年度の2月9日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を協会宛てに提出しなければなりません。

○協会は、完了実績報告書を受領した後、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の実施成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

### (5) 補助金の支払い

○補助事業者は、協会から交付額確定通知を受けた後、一般財団法人環境イノベーション情報機構（以下「機構」という。）又は協会に精算払請求書を提出していただきます。その後、機構又は協会から補助金を支払います。

### (6) 補助金の経理等について

○補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

○これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

#### 4.3 補助事業完了後における留意事項

##### (1) 取得財産の維持管理等

○補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の維持管理等について、補助事業完了後においても以下の義務を負います。

- ア 補助事業者は、取得財産等について、環境省の補助事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- イ 補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）で定める期間を経過するまでの間、協会の承認を受けないで、処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。））をすることをいう。してはならない。
- ウ 補助事業者は、イの期間を経過するまでの間補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJクレジット・グリーン電力証書・非化石証書制度を活用してはならない。

##### (2) 二酸化炭素削減効果の把握・情報提供等

○補助事業実施者は、対象事業により削減される二酸化炭素の量、再生可能エネルギー発電設備の発電量や蓄電池システムの運用の状況、その他事業から得られた情報を、協会の求めに応じて提供してください。

○環境省は、完了した補助事業の効果等の検証・評価等を実施しますので、補助事業者は、環境省又は環境省から委託業務を受託した民間事業者からの要請により、当該補助事業に関する情報提供、アンケート調査、ヒヤリング調査、現地調査等に協力してください。

##### (3) 事業報告書の作成及び提出

○補助事業実施者は、交付規程に従い、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等について、交付規程で定める様式により事業報告書を環境大臣に提出してください。

○補助事業実施者は、前記の報告書の証拠となる書類を当該報告書に係る年度の終了後3年間保存する必要があります。

#### 4.4 その他留意事項

##### (1) 小規模事業用電気工作物に係る届出

○電気事業法の改正（令和4年6月）により、10kW以上50kW未満の太陽光発電設備を設置する事業者は、経済産業大臣に所定の届出等を行うことになりましたので、必要な手続き等を、行ってください。

※詳しくは、以下のURLを参照してください。

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2022/10/20221003.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/10/20221003.html)

##### (2) 太陽光発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等に係る遵守事項

○太陽光発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守すること。

最新の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとってください。

##### (3) 補助対象となる太陽光発電設備等の解体・撤去等にかかる廃棄等費用について

○補助対象となる太陽光発電設備等の解体・撤去等にかかる廃棄等費用については、『廃棄等費用積立ガイドライン』<sup>\*1</sup>（資源エネルギー庁）および『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン』<sup>\*2</sup>（環境省）に準拠して、必要な経費を算定し（kWあたり1万円など）、適切な経費の積立等を行い、太陽光発電設備の排出時に適切なリユース・リサイクル・適正処理を実施すること。

※1. 『廃棄等費用積立ガイドライン』（2022年4月改定 資源エネルギー庁）

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/d1/fit\\_2017/legal/haiki\\_hyou.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/d1/fit_2017/legal/haiki_hyou.pdf)

※2. 『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）』（平成30年 環境省）

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/110514.pdf>

## 5. 応募方法について

### (1) 応募方法

応募に必要な書類は、公募期間内に以下の方法で協会に提出していただきます。

- ① 電磁的方法による提出
- ② 電磁的方法により行うことができないとき又は電磁的記録を提出できないときは、書面による方法で提出することができます。

### (2) 公募期間

令和5年4月20日(木)～5月30日(火) 正午必着

(ご注意) 受付期間以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

### (3) 応募に必要な書類及び提出部数

書面による提出の場合は以下の①②のとおりです。また、電磁的方法による提出は協会ホームページから①の様式等をダウンロードし、必要事項の全てを入力した上で別添資料データと共に電子データにより提出してください。(ファイル名には必ず「事業者名」を入力してください)

#### ① 応募に必要な書類

- 応募に必要な書類及び応募様式ファイルは、以下のア～キのとおりです。
- ア【様式1】、イ【別紙1】、ウ【別紙2】については、協会ホームページから様式ファイルをダウンロードして作成してください。
- 別紙に示す「暴力団排除に関する誓約事項」については提出不要ですが、応募申請書の提出をもって誓約事項に同意したものとします。

#### ア 応募申請書【様式1】

- ・補助事業を2者以上で実施する場合は、代表事業者が申請してください。

#### イ 実施計画書【別紙1】

- ・事業実施場所（広域・詳細）が判るように、地図を添付してください。
- ・別紙1には、補助要件を確認できる書類（ハード対策事業計算ファイル、設備のシステム図、配置図、仕様書、記入内容の根拠等の資料）及び実施スケジュールを、必ず添付してください。

※ハード対策事業計算ファイルは導入予定の設備ごとに作成してください。また、ハード対策事業計算ファイルの記載方法は、地球温暖化対

策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請者用＞（平成29年2月）  
を参照してください。

[http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz\\_local/gbhojo.html](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html)

※ハード対策事業計算ファイルと別に、各設備ごとのCO2削減量及び  
その単価を整理した表も作成し、添付してください。

#### ウ 経費内訳【別紙2】

- ・金額の根拠書類（見積書、積算書等）を基に、経費区分ごとに集計結果を【別紙2】に転記してください。
- ・見積書・積算書等【別添2-1】を必ず添付してください。

#### エ 経理的基礎等に関する提出書類【別紙3】

- ・以下のいずれかの書類を提出してください。
  - a 直近の2決算期の貸借対照表及び損益計算書（応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算とし、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書とする。）
  - b 法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合（以下、「認可を受けている者等」という。）は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案（ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。）
- ・直近の2決算期において債務超過が見られる場合、事業継続性を担保できる措置を講じるとともに、その確証となる書類を提出すること。  
(該当する場合は、協会にご相談ください。)

#### オ 「団体の業務概要がわかる資料」【別紙4】

- ・以下のいずれかの書類を提出してください。
  - a 代表事業者(共同事業者がある場合はそれを含む。)の企業パンフレット等の業務概要がわかる資料及び定款又は寄付行為
  - b 申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の写し(いずれも発行後3ヶ月以内のもの)
  - c 認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の定款又は寄付行為の案（ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。）

カ 法律に基づく事業者であることを補助事業の要件としている事業については、法律に基づく事業者であることを証する行政機関から通知された許可証等の写し

キ その他参考資料【別紙5】

　　a 複数の団体が共同で申請する場合、代表事業者及び共同事業者間の役割分担及び債務負担等に関する協定、覚書、契約等の案

　　b その他参考資料

② 提出部数（書面による提出の場合）

　　ア 紙媒体 1部(写真・図表などがある場合は、カラー印刷してください。)  
　　イ 電子媒体（CD-R/DVD-R）1部

③ 注意事項

（電子による提出の場合）

　　ア 提出する資料のデータ容量は十分に注意をしてください。  
　　イ データを圧縮する場合は、zipを使用してください。  
　　ウ 提出資料には、資料ごとにファイル名を付けてください。  
　　エ 電子ファイルでは確認しづらい資料などは、書面での提出を求めることがあります。

（書面による提出の場合）

　　ア ①ア～キの書類は、ホッチキス止めせずに、パンチ穴をあけてファーリングしてください。  
　　なお、それぞれの書類の前ページに、インデックスを付し、「様式1」等を記載した「あい紙」を必ず挿入してください。  
　　（書類にはインデックスを直接付さないでください。）  
　　イ ②イの電子媒体には、応募事業者名を必ず記載してください。  
　　ウ 提出された書類は返却しませんので、必ず写しを保管しておいてください。

#### (4) 提出方法

応募書類は、電磁的方法もしくは書面にて公募期間内に下記の提出先に提出してください。

電磁的方法による提出の場合は、メール件名に「【事業者名 離島制御】応募申請」と記載してください。

書面にて提出の場合は、応募書類を封筒に入れ、宛名面に応募事業者名及び「離島制御事業 応募書類 在中」を朱書きで明記してください。

##### 《提出先》

電磁的方法による場合

メールアドレス : seigyo@eta.or.jp

件名 : 【事業者名 離島制御】応募申請

書面による提出の場合

一般社団法人 環境技術普及促進協会

「離島制御事業 応募書類 在中」

〒534-0024

大阪市都島区東野田町2-5-10 京橋プラザビル6階

#### (5) 応募申請等における注意事項

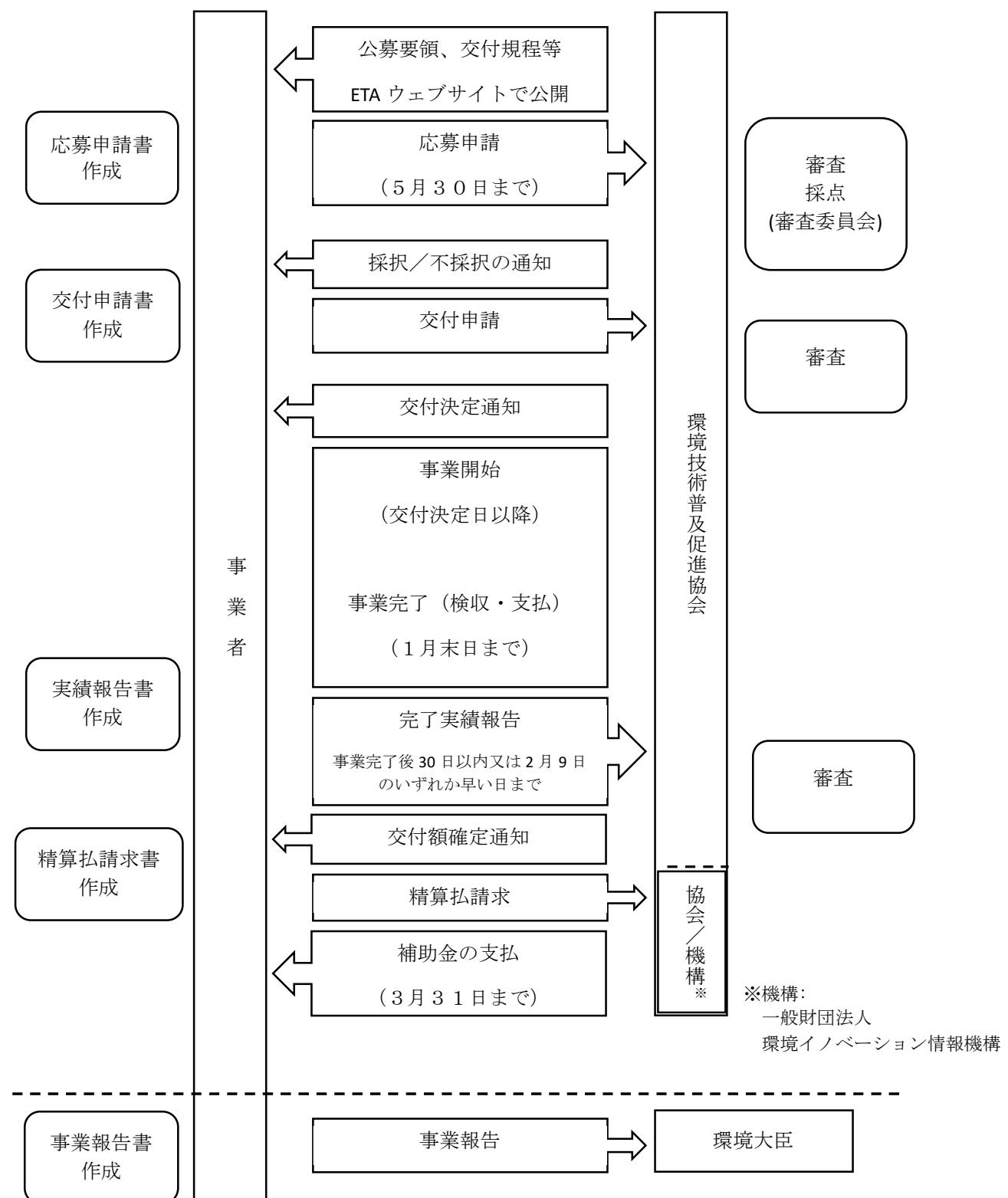
当協会が実施する補助事業では、代行申請は認めておりません。

協会からの問い合わせや連絡等の窓口は、事業者（2者以上で実施する場合は代表事業者）の団体に所属する人だけとなります。

## (6) 応募書類提出後のスケジュールについて

応募書類提出後のスケジュールの概略は以下のとおりです。

※スケジュールは一例で、実際の状況により変更の可能性があります。



## **6. お問い合わせ先**

公募全般に対するお問い合わせは、電子メールを利用し、メール件名に団体名及び問い合わせ事業名を記入してください。

また、メール末尾にご担当者の連絡先（所属、氏名、電話番号、メールアドレス）も記載してください。

<メール件名記入例>

【事業者名】離島制御について 問い合わせ

<お問い合わせ先>

一般社団法人 環境技術普及促進協会 業務部 業務第2グループ

お問い合わせメールアドレス : seigyo@eta.or.jp

※お問い合わせ内容について、当協会の担当者から電話（06-6353-2303）で確認する場合があります。

<お問い合わせ期間>

令和5年4月20日(木)～令和5年5月23日(火) 17時

※お問い合わせ期間を過ぎた質問への回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

別表第1

1 補助事業の区分	2 補助事業の内容	3 補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業のうち、離島 <sup>*1</sup> における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業	(1)離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備の導入に向けた計画策定を行う事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、報酬・給料・職員手当、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で協会が承認した経費	協会が必要と認めた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1,000万円を超えた場合は、1,000万円を交付額とする。</p>
	(2)離島において、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御する（再エネ設備、需要側設備をそれぞれ1つ以上管理・制御すること）ためのオフサイトから運転制御可能な需要側設備・システム等の導入を行う事業 <sup>*2</sup>	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	協会が必要と認めた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額（車載型蓄電池<sup>*3</sup>については、蓄電容量(kWh)の3分の2に4万円を乗じて得た額(最新のCEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」の銘柄に限る。(ただし、上限額100万円。))なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が3億円を超えた場合は、3億円を交付額とする。</p>

※1 本事業における離島とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）において離島となる区域のこととする。

※2 本事業は、再生可能エネルギー発電設備や蓄電池のほか、充放電設備、充電設備、車載型蓄電池（電気自動車、プラグインハイブリット自動車）、蓄熱槽、EMS（エネルギー・マネジ

メントシステム)、通信・制御機器、同期発電設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備(発動機、給湯器等調整力強化に資する需要側の設備)、エネルギー・マネジメントに資する設備及び設備同士を結ぶ自営線・熱導管等の導入を行うものとする。

※3 車載型蓄電池(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車)は、外部給電が可能なもので、通信・制御機器、充放電設備を導入する場合に限る。

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。

	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。												
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。												
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。												
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5, 000万円以下の金額に対して</td> <td>6. 5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5, 000万円を超える1億円以下の金額に対して</td> <td>5. 5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4. 5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5, 000万円以下の金額に対して	6. 5%	2	5, 000万円を超える1億円以下の金額に対して	5. 5%	3	1億円を超える金額に対して	4. 5%
号	区 分	率													
1	5, 000万円以下の金額に対して	6. 5%													
2	5, 000万円を超える1億円以下の金額に対して	5. 5%													
3	1億円を超える金額に対して	4. 5%													

別表第3

1区分	2費目	3細目	4細分	5 内容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金、報酬・給料・職員手当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

(別紙)

## 暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付を申請するにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後において、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

### 記

- (1) 団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

以上

## 更新履歷

更新日	頁	項目	更新內容
4月20日 初版			